

(作成例)

旅館業、公衆浴場業の自主管理の手引書

営業者氏名（法人の名称）

株式会社〇〇〇

手引書に様式の指定はありません。
この作成例を参考に、各施設で作成してください。

営業所名称

かながわの湯

営業所所在地

中郡△△町〇〇 1 2 3 4 － 5

作成年月日

令和 7 年 4 月 1 日

手引書を作成した年月日を記入。

レジオネラ菌が検出されるなど、管理方法を見直す必要が生じた際には改訂を行う。

手引書の内容の確認欄

施設長	神奈川 太郎
衛生管理責任者	神奈川 一郎
清掃責任者	神奈川 二郎
設備責任者	神奈川 三郎

一人が全てを兼務してもかまいません。
誰が責任をもって管理するかを定めましょう。

申請時に添付する「構造設備についての調査票」と同じ内容のため、その写しで代用しても構いません。

1. 構造設備の概要

洗面用水（ ☐ 水道水 ・ 井戸水 ・ 湧水） → 直結 ・ 受水槽 <u>18</u> m ³	
浴槽に使用する水の種類（ ☐ 水道水 ・ 井戸水 ・ 湧水 ・ ☐ 温泉） → 温泉 <u>1</u> 種類	
貯湯槽（ ☒ 有 ・ ☐ 無） → ☐ 原湯 ・ ☐ 上がり用湯	
有の場合	（1）全ての箇所において 60℃以上を保持する加温装置（ ☐ 有 ・ ☒ 無）
	貯湯槽に温度計の設置（ ☒ 有 ・ ☐ 無）
	（2）貯湯槽内の湯水の消毒設備（ ☒ 有 ・ ☐ 無）
	☒ 完全に排水できる構造である
☒ 新鮮湯は、湯面より上から落とし込む構造である	
☒ 浴槽水は、十分にろ過した湯水又は原湯を使用する	
分湯マスや調節箱（ ☒ 有 ・ ☐ 無）	
有の場合	清掃等の管理は（ ☐ 施設 ・ 温泉供給元（ <u> </u> ））
ろ過器（ ☒ 有 ・ ☐ 無）	
有の場合	☒ ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、浴槽の容量より大きい ろ過能力 ① <u>5.0</u> m ³ /1時間 ② <u>10.6</u> m ³ /1時間 ③ <u> </u> m ³ /1時間
	☒ ろ過器は十分な逆洗浄ができる・・・ろ材（ ☐ 砂 ・ その他（ <u> </u> ））
	☒ 集毛器はろ過器の前に設置されている
	☒ 塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、集毛器の後、ろ過器の直前に設置されている
	☒ 完全に排水できる構造である
浴槽水のろ過器や昇温装置等の循環配管（ ☒ 有 ・ ☐ 無）	
有の場合	☒ 循環水の補給口の位置は、浴槽の底部に近い部分にある
	☒ 新鮮湯は、循環配管につながっていない
	☒ 完全に排水できる構造である
オーバーフロー回収槽（ ☐ 有 ・ ☒ 無）	
有の場合	☐ 6面点検が可能であり、容易に清掃が出来る構造である
	☐ 消毒設備は浴用とは別に消毒設備がある
	☐ オーバーフロー環水管を直接循環させるための配管に接続していない
打たせ湯（ ☐ 有 ・ ☐ 無） ☐ 循環湯を使用していない	
シャワー（ ☒ 有 ・ ☐ 無） ☒ 循環湯を使用していない	
気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の水粒を発生させる設備（ ☒ 有 ・ ☐ 無）	
有の場合	☒ 空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入らない構造である
	☒ 連日使用している浴槽水を用いる構造でない
	☒ 点検、清掃、排水が容易に行える構造である
露天風呂と内湯の有無（ ☒ 両方有 ・ 内湯のみ ・ 露天風呂のみ）	
有の場合	☒ 露天風呂の湯が内湯に混じる構造がない

分湯マス：源泉配管の分岐部にあるマス
調節箱：カランやシャワーに送る湯の温度を調節するためのタンク

浴槽によって設備等に違いがある場合は記入

浴槽の名称	容量	ろ過器の有無	ろ過器の番号	昇温循環の有無	浴槽水の消毒方法	浴槽使用水	備考
露天風呂 (男女入替)	2.0 m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
男子内湯	4.2 m ³	有・無	①	有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
上に書いたろ過能力の番号と一致させてください。		有・無	②	有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
客室風呂 (内湯) 5室	各 1.2 m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	客毎換水
浴槽の縦×横×深さから、浴槽内のお湯の容量を計算する。例：1.2m×2.0m×0.5m = 1.2 m ³ ※ 1 m ³ (立方メートル) = 1 立米(リューベィ) = 1,000ℓ(リットル) = 1m(メートル)×1m(メートル)×1m(メートル) ÷ 1 t(トン)							
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	
	m ³	有・無		有・無 HC 有・無	塩素系・消毒しない ()	水道水・温泉 その他()	

2. 浴槽水の水質検査

浴槽水を循環させることなく客ごとに換水する浴槽は、水質検査を実施する義務はありません。

① 実施頻度

年に1回

全ての浴槽ごとに、最も汚れていると思われるタイミングで採水してください。

② サンプルングの場所等の注意事項

サンプルングする日	毎年〇月
サンプルングする水	全ての浴槽ごとに、浴槽内の湯を採取する
サンプルングの時間	営業時間終了後、清掃・消毒前の湯を採取する
サンプルング場所	浴槽内の流れが滞留しやすい場所で採取する

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	濁度	5度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
2	有機物（全有機炭素の量）。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物（全有機炭素の量）の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素の量）の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	有機物（全有機炭素の量）の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
3	大腸菌	1ミリリットル中に1個以下であること。	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法
4	レジオネラ属菌	検出されない（100ミリリットル中に10cfu未満をいう。）こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地： 〇〇県××市□□12-5

名称： △△水質検査センター

電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

上記4項目を検査できるところであればどこでもかまいません。

3. 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査

① 実施頻度

浴槽やろ過器の構造設備に変更があった場合、浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)を変更した場合に行う検査です。検査を実施する必要があるか分からない場合は、保健福祉事務所までお問い合わせください。

浴槽等の構造変更があったとき

浴槽に使用する原水(温泉・井戸水等)に変更があった場合

② サンプルング場所

入浴する前のきれいなお湯を検査するため、貯湯槽内または吐水口から採水してください。

貯湯槽内、または吐水口から浴槽に落ちる前の湯

③ 検査項目等

	検査項目	水質基準	検査方法
1	色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
2	濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法
3	水素イオン濃度指数	5.8 以上 8.6 以下であること。	ガラス電極法
4	有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素の量)の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	有機物(全有機炭素の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
5	大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
6	レジオネラ属菌	検出されない(100ミリリットル中に10cfu未満をいう。)こと。	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

④ 検査機関

所在地： 〇〇県△△市×××

名称： 〇〇県水質検査センター

電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

公的検査機関または食品衛生法及び水道法第20条に規定する登録検査機関登録検査機関である必要があります。

4. 浴槽の日常清掃

【ろ過器のある浴槽（男女内湯）】

7日に1回、浴槽水を完全に排水し、〇〇洗剤を用い浴槽全体をブラシで洗浄する。
岩の隙間等、ブラシが届かない箇所は高圧洗浄にて洗浄を行う。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、浴槽水を完全に排水し、□□洗剤を用い浴槽全体をスポンジで洗浄する。
その後△△塩素剤を浴槽全体に散布し、30分間程度放置した後、全体を洗い流す。

- ・ 浴槽ごとに、完全に換水して行う清掃の頻度と、その方法を記入
- ・ 形状や素材等を考慮し、浴槽ごとに適した清掃方法を具体的に記入する。

5. ろ過器の管理

ろ過器①：1日1回、自動設定にて逆洗浄を行い、機械が正常に作動していることを確認する。

ろ過器②：7日に1回、手動で逆洗浄を行う（レバーを「逆洗浄」にあわせ、30分間放置した後と元に戻す）。

逆洗浄の頻度と、その方法を記入

6. 循環配管（追い炊き含む）の消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) ろ過器の逆洗浄を行う。
- (2) 浴槽水を排水し、水位を底から□cmまで下げる。
- (3) 残った浴槽水に△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (4) ろ過循環（又は追い炊き）を3時間行う。
- (5) お湯を完全に排出する。
- (6) 4の方法で浴槽内の清掃を行う。
- (7) 新しい湯を補給し、しばらく循環させる。

- ・ 配管消毒の頻度と、その方法を記入
- ・ (2)は、循環ができる程度まで水位を下げる。
- ・ (3)は、塩素濃度が5～10mg/Lになるように、具体的な数値を記入する。

7. 集毛器（ヘアキャッチャー）の清掃・消毒について

毎日、集毛器を外して中のゴミを取り除き、洗剤とスポンジで洗浄した後、△△塩素剤で拭き消毒する。

清掃頻度と、その方法を記入

8. 水位計配管の消毒

【循環可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に高濃度塩素水を流し込み、3時間循環させる。

【循環不可能な水位計配管】

7日に1回、配管内をブラシで洗浄した後、配管内に□□洗剤を入れ、〇分おいた後に水道水で流す。

9. 気泡発生装置等の清掃・消毒

7日に1回、浴槽水を交換する際に以下の手順で行う。

- (1) 気泡板を外して内部を洗浄する。
- (2) 水位が底から□cmになるまで湯を張り、△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。
- (3) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、3時間放置する。
- (4) 装置の運転・停止を30秒ごとに5回繰り返した後、4の方法で浴槽内の清掃を行う。

10. 浴槽水の消毒設備の管理方法、消毒状況の確認方法

【ろ過器】

毎日、薬液ポンプが正常に作動し、薬液の注入が行われていることを確認する。
また、塩素タンク内の薬剤が少なくなっていたら追加する。

【ろ過器のない浴槽（貸切露天）】

毎日、清掃後（12時）と夜（21時）に、塩素△△塩素剤（濃度□%）を〇ml入れる。

【各浴槽】

浴槽水の遊離残留塩素の測定を1日3回（15時・19時・23時）行い、全てで0.4mg/L以上であることを確認する。
下回っていた場合は、塩素△△塩素剤（濃度□%）を入れ、再度遊離残留塩素を測定し、0.4mg/L以上であることを確認する。

消毒設備の管理方法（又は塩素を手動で添加する方法）や、消毒状況を確認する方法について記入

1 1. 浴槽水を塩素系薬剤で消毒しない場合の他の適切な衛生措置

【検証前の浴槽（貸切風呂①）】

次のスケジュールで水質検査を実施する。

- 1年目：〇〇年1月（冬）4項目検査
10月（秋）レジオネラ属菌検査
- 2年目：〇〇年1月 4項目検査
7月（夏）レジオネラ属菌検査
- 3年目：〇〇年1月 4項目検査
4月（春）レジオネラ属菌検査

以上の検査で全てレジオネラ属菌検査陰性を確認できた場合、以降は毎年1月の4項目の水質検査を行う。
いずれかの検査結果でレジオネラ属菌が検出された場合は、管理方法の見直しを行い、再度同様のスケジュールで季節ごとの水質検査を行う。

【検証が完了した浴槽（貸切風呂②）】

次のスケジュールで水質検査を実施し、全てレジオネラ属菌検査陰性を確認した。

（採水日）20〇〇.1.12（4項目）、20〇〇.4.15、20〇〇.7.15、20〇〇.10.15、20〇〇.1.12（4項目）
今後は、水質検査結果が不適であった場合や、設備や清掃手順を変更した場合には、再度、検証を実施する。

※該当する場合のみ

利用客が多い時期や季節変動を考慮した頻度で検査を行う。

※検査頻度は、それぞれの施設の状況に応じて検討する。

1 2. 浴槽、循環配管、水位計配管、気泡発生装置等の定期清掃

1年に2回、すべての浴槽において、〇〇業者に依頼して浴槽全体と配管内を過酸化水素にて洗浄する。
その後、6の方法で循環配管の消毒を、7の方法で集毛器の清掃・消毒を、8の方法で水位計配管の消毒を、9の方法で気泡発生装置の清掃を行う。

4～9に記入した日々の清掃や消毒以外に、大掃除などをする場合はその方法を記入

1 3. 貯湯槽の清掃・消毒

- ・毎日、営業時間前に貯湯槽の温度計を確認し、60℃を下回っている場合は貯湯槽内に塩素剤を注入する。
- ・1年に1回（毎年6月）、△△清掃業者に依頼し、貯湯槽の清掃を行う。

貯湯槽の管理方法、清掃頻度とその方法を記入

※飲用の貯湯槽ではなく、浴槽用・シャワー用のお湯を貯めている貯湯槽（温泉タンク、ストレージタンク）について記入する。

1 4. 調節箱の清掃

1年に1回（毎年6月）、分湯枡をブラシ及び洗剤にて清掃し、必要に応じて塩素剤で消毒する。

1 5. オーバーフロー回収槽の湯水の消毒設備の管理方法

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

1 6. オーバーフロー回収槽の清掃・消毒

（オーバーフロー回収槽がある場合のみ記載）

1 7. その他の必要な事項

- ・ 打たせ湯、気泡発生装置は、それぞれの浴槽水の水質検査でレジオネラが検出されたら、ただちに使用を中止し、清掃・消毒を行う。
その後、再検査で陰性を確認するまで使用しない。
- ・ 洗い桶は、毎日水で洗い流して乾燥させる
- ・ 脱衣所のマットは、毎日交換する

1～16以外に、浴室の管理に必要と思われる事項があれば記入

